

安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化

# 安平町行政改革プラン2022

2022(令和4)年度 ⇒ 2026(令和8)年度



2022(令和4)年8月



# 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 行政改革の必要性        | 1  |
| 1 これまでの行政改革の取組みと成果  | 1  |
| 2 安平町を取り巻く現状と課題     | 3  |
| 第2章 基本方針            | 7  |
| 1 基本方針              | 7  |
| 2 行政改革プランの位置付け      | 10 |
| 3 推進期間              | 10 |
| 第3章 具体的な取組み         | 11 |
| 重点項目1 協働によるまちづくりの推進 | 11 |
| 重点項目2 住民サービスの向上     | 14 |
| 重点項目3 持続可能な財政運営     | 17 |
| 重点項目4 デジタル社会の推進     | 22 |
| 重点項目5 民間活力の有効活用     | 25 |
| 重点項目6 職員の人材育成と働き方改革 | 27 |
| 第4章 推進体制と進捗管理       | 30 |
| 1 推進体制              | 30 |
| 2 進捗管理              | 31 |

# 第1章 行政改革の必要性

## 1 これまでの行政改革の取組みと成果

### (1) これまでの行政改革の取組み

本町では、合併直後の平成18年12月に策定した「安平町行政改革大綱」や本大綱を集中的に実施するために重要改革項目を網羅した「安平町集中改革プラン」を同時に作成する中、様々な行政改革に取り組み、また、平成24年9月に策定した「第2次安平町行政改革プラン」以降は、安平町まちづくり基本条例に策定根拠を置き、行政と町民との「協働のまちづくり」を進めるための様々な仕組みづくりなど、安平町として必要とされる「真の行政改革」を推進するとともに、安平町総合計画に基づく行政改革を進めてきました。

- ▶ 安平町行政改革大綱 (平成18年度～平成22年度)
- ▶ 安平町集中改革プラン (平成18年度～平成22年度)
- ▶ 第2次安平町行政改革プラン (平成24年度～平成28年度)
- ▶ 第3次安平町行政改革プラン (平成29年度～令和3年度)

### (2) 第3次安平町行政改革プランの成果

#### 【改革の目標と構成】

改革の目標 「安平町まちづくり基本条例を基本とした行政運営システムの構築」

－ 改革の基本姿勢 －

- (1) 協働によるまちづくりの推進
- (2) 町民の立場に立った不断の行政改革の推進

<改革の柱>

- (1) 町民との協働のまちづくりの推進
- (2) 新たなまちづくりの展開
- (3) 情報共有と情報公開の推進
- (4) 機能的な行政組織の確立
- (5) 定員管理と給与のあり方
- (6) 職員の意識改革と人材育成
- (7) 行政評価システムの導入及び推進
- (8) 財政運営の健全化

第3次安平町行政改革プランに掲げた施策119件のうち110件を実施、実施率は92.4%となっています。

| 改 革 の 柱               | 施策数 | 達成 | 一部達成 | 未達成 |
|-----------------------|-----|----|------|-----|
| 改革の柱1 町民と協働のまちづくりの推進  | 16  | 7  | 9    | 0   |
| 改革の柱2 新たなまちづくりの展開     | 19  | 6  | 11   | 2   |
| 改革の柱3 情報共有と情報公開の推進    | 19  | 4  | 15   | 0   |
| 改革の柱4 機能的な行政組織の確立     | 9   | 9  | 0    | 0   |
| 改革の柱5 定員管理と給与のあり方     | 18  | 14 | 2    | 2   |
| 改革の柱6 職員の意識改革と人材育成    | 10  | 5  | 2    | 3   |
| 改革の柱7 行政評価システムの導入及び推進 | 5   | 2  | 1    | 2   |
| 改革の柱8 財政運営の健全化        | 23  | 13 | 10   | 0   |
| 合 計                   | 119 | 60 | 50   | 9   |

5年間の取組みの中では、安平町まちづくり基本条例の基本理念や改革の基本姿勢を踏まえ、地域サポート制度の拡充や安平町町民参画推進条例の適切な運用、公共施設における指定管理者制度の導入拡大や長期継続契約による各種業務の民間委託など、さらなる町民協働や町民参画、公民連携の推進を図ってきました。

また、庁舎一元化による組織・機構改革や、職員研修の実施、人事評価制度の運用、働き方改革の推進など、行政課題に対応できる効率的かつ実効性のある行政組織の構築や人材育成、業務の効率化を図るとともに、中期財政計画の策定や企業版ふるさと納税を含むふるさと納税制度の拡充など、中長期的な財政見通しによる計画的な財政運営や安定した自主財源の確保に努めてきました。

これらの取組みにより、第3次安平町行政改革プランに掲げた施策や事業については概ね達成したと考えていますが、未達成や一部課題が残されている取組みもあることから、引き続き、行政改革に取り組み、業務の効率化を図りつつ、多様化する町民ニーズに沿った住民サービスを提供する必要があります。

## 2 安平町を取り巻く現状と課題

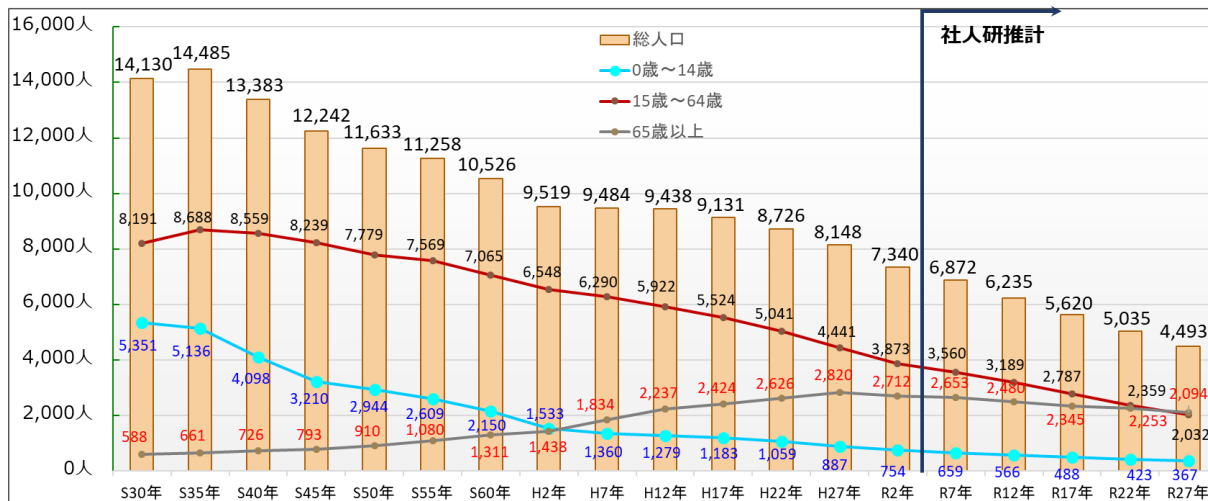
### (1) 人口の推移と将来推計

安平町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人をピークとして、継続的に減少し、令和 2 年の国勢調査ベースで 7,340 人となっています。

また、年齢 3 区分別人口では、年少人口と生産年齢人口が減少している一方、老年人口は増加しており、高齢化率は、令和 4 年 3 月末時点で 38.2% となっています。

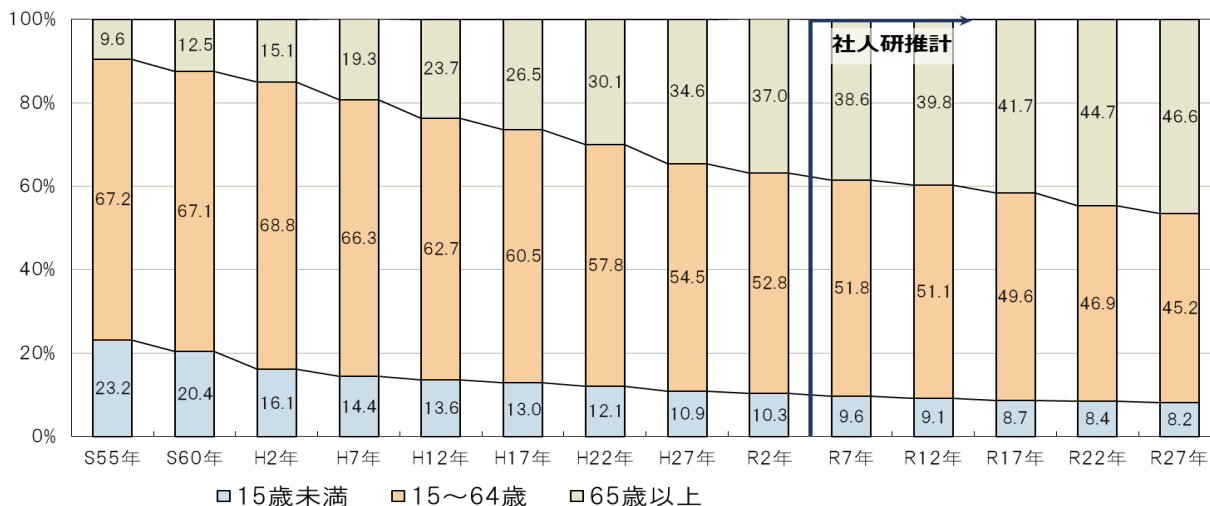
なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、本町の令和 27 年の人口は、令和 2 年の国勢調査の人口から 38.8% 減少し、4,493 人（高齢化率 46.6%）となり、人口の減少や少子高齢化の進展は、地域経済の縮小や労働力不足、住民サービスの低下、地域づくりの担い手不足などを招くことが予測されることから、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行う必要があります。

■安平町の総人口の推移と将来推計



※令和 7 年以降の社人研（国立社会保障・人口問題研究所）推計は、令和 2 年の国勢調査人口を踏まえた推計ではなく、社人研が平成 30 年 3 月に公表した推計値を使用【平成 27 年国勢調査人口を反映】

■安平町の年齢 3 区分別人口推移と将来推計



## (2) 財政状況と今後の見通し

平成 18 年 3 月の合併以降、町民の一体感の醸成や均衡あるまちの発展を図るため、合併による財政上の優遇措置を最大限活用し、合併後のまちの基盤づくりを進めてきましたが、人口減少や少子高齢化の影響による町税の減少、普通交付税の合併算定替<sup>※1</sup>終了に加え、算定基礎となる国勢調査人口の減少による交付額の減額、さらには北海道胆振東部地震に伴う災害復興関連事業の実施など、安平町長期財政推計の策定時点では予測することができなかった特殊財政事情などにより、本町の財政運営はこれまでにない厳しい状況が続くものと想定されることから、未来を担う次世代へ安平町を引き継ぐためにも、将来を見据えた計画的な財政運営に努める必要があります。

### ■今後の財政見通し

#### 【歳入】

(単位：百万円)

| 区 分       | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町税        | 1,888   | 1,861   | 1,806   | 1,828   | 1,801   |
| 地方譲与税・交付金 | 396     | 385     | 376     | 367     | 357     |
| 地方交付税     | 2,190   | 2,154   | 2,123   | 1,948   | 1,952   |
| 国・道支出金    | 768     | 848     | 1,034   | 1,012   | 934     |
| 繰入金       | 416     | 471     | 495     | 418     | 371     |
| 町債        | 412     | 412     | 412     | 412     | 412     |
| その他歳入     | 696     | 696     | 696     | 696     | 696     |
| 歳入合計      | 6,766   | 6,827   | 6,942   | 6,681   | 6,523   |

#### 【歳出】

(単位：百万円)

| 区 分     | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人件費     | 1,170   | 1,182   | 1,191   | 1,183   | 1,196   |
| 扶助費     | 528     | 537     | 549     | 561     | 572     |
| 公債費     | 933     | 903     | 837     | 701     | 681     |
| 普通建設事業費 | 704     | 789     | 964     | 874     | 723     |
| 物件費     | 1,193   | 1,177   | 1,173   | 1,172   | 1,173   |
| 補助費等    | 1,300   | 1,298   | 1,287   | 1,240   | 1,244   |
| 繰出金     | 648     | 648     | 645     | 651     | 633     |
| その他歳出   | 290     | 293     | 296     | 299     | 301     |
| 歳出合計    | 6,766   | 6,827   | 6,942   | 6,681   | 6,523   |

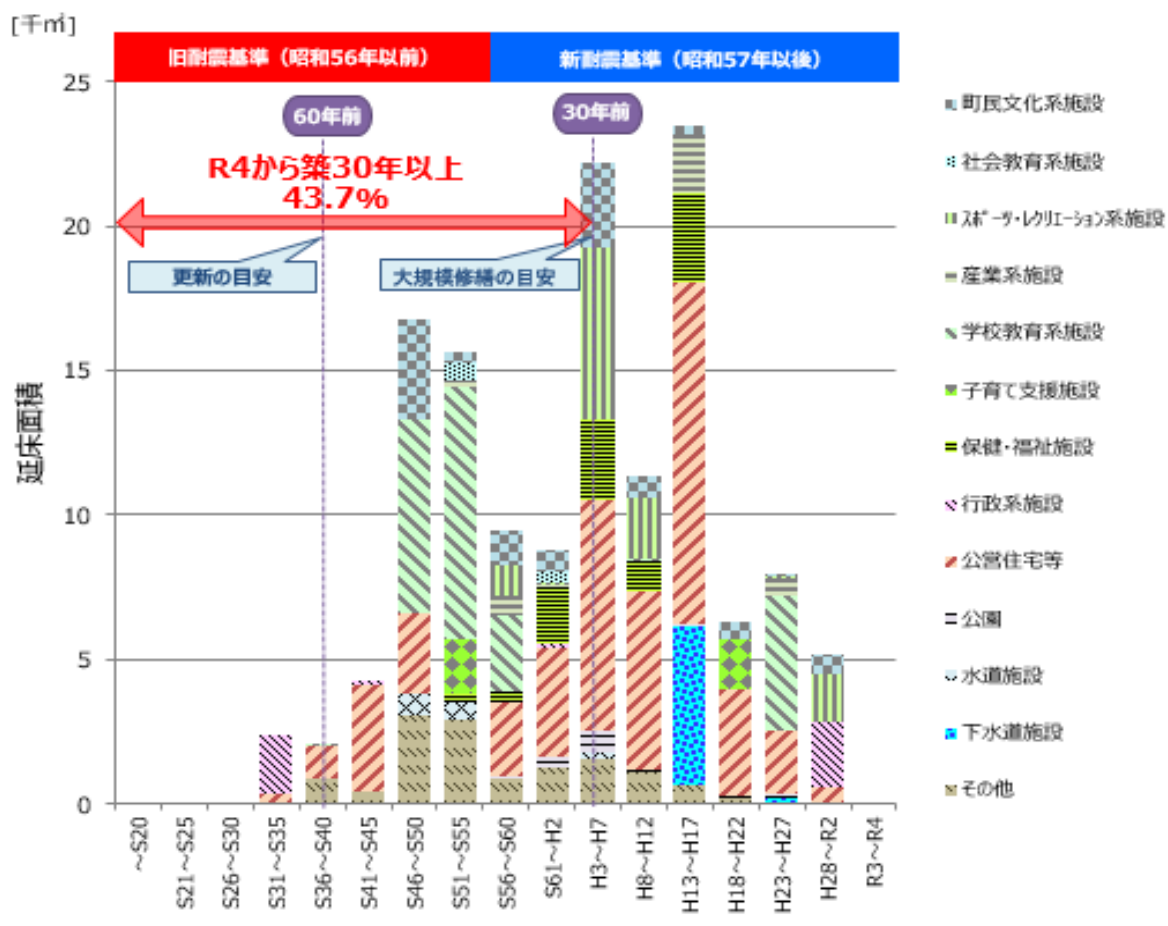
[安平町長期財政推計より抜粋]

※1 合併算定替：合併した市町村に対する国の財政支援措置のひとつで、普通交付税の算定の特例のこと。

### (3) 公共施設の老朽化対策

本町では、合併市町村特有の課題でもある、多くの公共施設を抱え、プールや斎場など機能が同一または類似した複数の施設も存在しており、また、その多くが昭和40年代後半以降に建設され、公共施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、平成29年3月に安平町公共施設等総合管理計画を策定し、インフラを含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理などを進めています。今後も、施設の適切な維持管理と併せ、持続可能で効果的・効率的な行財政運営を進めるため、施設の機能や劣化の状況のほか、有効活用の視点などを総合的に考慮したうえで、経費の削減はもとより、脱炭素化<sup>※2</sup>社会の実現に向けた国の財政措置や民間活力の有効活用による財政負担の平準化に向けた検討を行うとともに、今後の公共施設等の在り方を整理していく必要があります。

#### ■ 公共施設の老朽化の状況



※2 脱炭素化：地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料からの脱却を目指すこと。

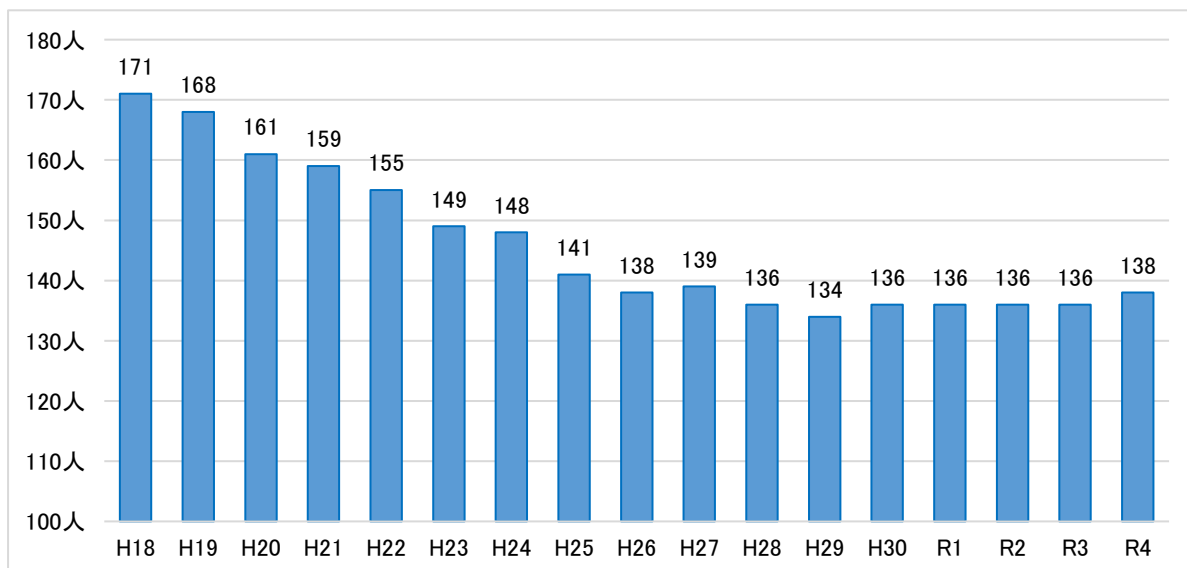


#### (4) 定員適正化による職員数の推移

本町では、平成 20 年度からこれまで 3 期にわたる安平町職員定員適正化計画に基づき、限られた人材や財源の中で、簡素で効率的・効果的な行政運営の確立を目指し、適正な定員管理に努めてきた結果、合併時の平成 18 年時点で 171 人だった職員数は、令和 4 年時点では 138 人まで減少しました。

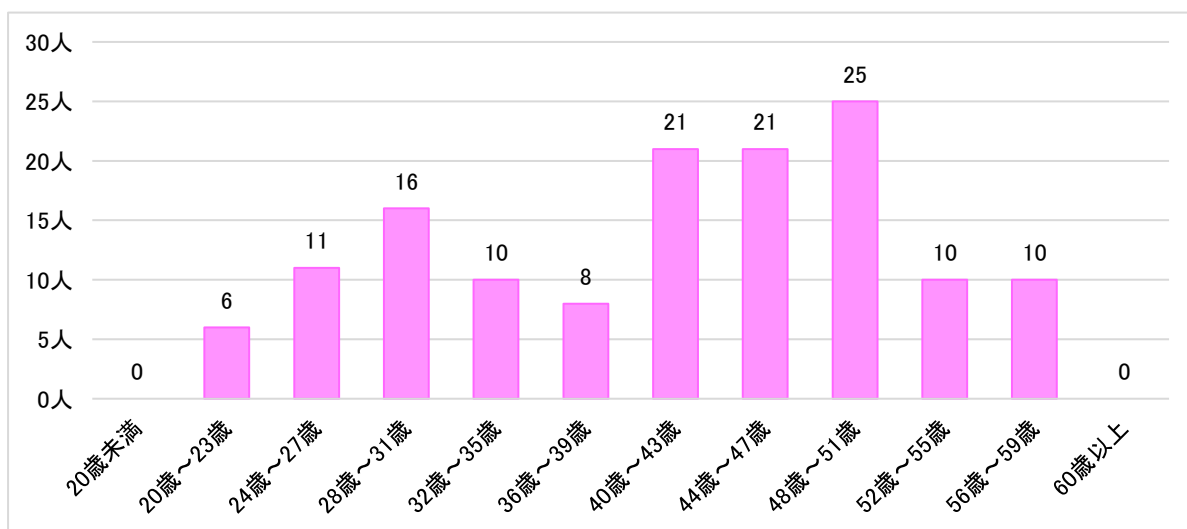
今後は、人口減少の進行による労働力不足が懸念されることに加え、年金支給年齢の引上げに伴う定年延長など、雇用環境の変化に対応する必要があるとともに、これまでの採用抑制などにより偏りが出ている年齢構成のバランスを考慮した職員採用に努める必要があります。

#### ■職員数の推移



[各年 4 月 1 日現在]

#### ■年齢別職員構成



[令和 4 年 4 月 1 日現在]



## 第2章 基本方針

### 1 基本方針

#### (1) 安平町行政改革プラン 2022 の目指す方向性

本格的な人口減少社会の到来により、本町においてもこれまで以上に人口減少が進むと予測されており、これら人口の変化が町の将来に与える様々な影響や、多様化する町民ニーズへの対応に加え、デジタル化<sup>※3</sup>や脱炭素化、生活様式の多様化、さらには新型コロナウイルス感染症への対応などといった時代の潮流が取り巻く中、将来を見据えた持続可能な行財政運営を実現するためには、引き続き、限られた財源や職員体制の中で、業務の効率化を図りつつ、これまでの手法にこだわらない、柔軟な考え方のもと、行政改革を進めていく必要があります。

このため、安平町行政改革プラン 2022 では、第3次安平町行政改革プランにおける改革の基本姿勢「協働によるまちづくりの推進」、「町民の立場に立った不断の行政改革の推進」の考え方を継承しながら、本町を取り巻く現状と課題を十分踏まえ、『安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化』を目指します。

※3 デジタル化：既存のシステムをデジタル技術に置き換え効率化を図ること。

#### (2) 基本テーマと重点項目

安平町行政改革プラン 2022 の目指す方向性を基本テーマに設定し、以下に示す6つの重点項目に基づき行政改革を推進していきます。

**基本テーマ** 『安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化』

#### 重点項目1 協働によるまちづくりの推進

安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民と行政が、それぞれの役割を活かして、地域課題を解決する協働のまちづくりを進めるとともに、持続可能なコミュニティの形成に向け、自治会・町内会等への支援を強化し活性化を図ります。

また、町民がまちづくりに参画するうえで不可欠となる行政情報を、多種多様な広報媒体を通じて分かりやすくきめ細かに発信していきます。

## 重点項目 2 住民サービスの向上

行政手続における書面規制・対面規制の見直しや電子申請システムの導入によるオンライン化の推進により、町民負担の軽減とともに、住民サービスの向上を図ります。

また、窓口サービスの利便性向上に向け、総合窓口の設置や事務の効率化、民間委託の導入検討など、様々な業務改善に取り組むとともに、東胆振定住自立圏における自治体間連携や一部事務組合による事務の効率化など、広域行政の取組みを推進します。

## 重点項目 3 持続可能な財政運営

第2次安平町総合計画におけるまちづくりの将来像の実現や未来へつなげる復興を目指すため、今後も中長期的な財政見通しによる計画的な財政運営を進めます。

また、ふるさと納税制度の推進や遊休財産の積極的活用により、安定的な自主財源を確保しつつ、事務事業の見直しや公共施設の総合的かつ計画的な管理により、これまで以上の経費削減を図り、将来を見据えた持続可能な財政運営を目指します。

## 重点項目 4 デジタル社会の推進

国のデジタル化に対する方針などを踏まえ、デジタル技術の積極的活用により、利用者目線に立った町民の利便性向上と、事務の効率化を図るため、(仮称)安平町自治体 DX<sup>※4</sup>推進計画を策定のうえ、計画的な取組みを進めます。

また、コスト削減や業務の効率化を図るため、ペーパーレス化やオンライン会議を積極的に推進するとともに、町民の相談業務に係る利便性向上を図ります。

## 重点項目 5 民間活力の有効活用

安定的な住民サービスを継続して提供するため、民間委託が可能な事務や業務の検討と併せ、多種・多様な業務を包括的に委託する「包括的民間委託」の研究を行います。

また、公の施設のさらなる効率的・効果的な管理運営を行うため、公共施設の指定管理者制度導入を推進するとともに、分譲宅地の開発や地域公共交通の利便性向上に向けた民間活力の活用検討により、公民連携による行政運営を推進します。

## 重点項目 6 職員の人材育成と働き方改革

複雑・多様化する行政課題に対応し、効率的な行政運営を推進するため、職員の意識改革と人材育成を行うとともに、多様化する町民ニーズや社会情勢により変化する行政課題に迅速に対応するため、機能的で横断的な組織体制の確立に努めます。

また、職員一人ひとりのライフステージに合わせた多様で柔軟な働き方の実現により、労働生産性を向上させ、安定的な住民サービスを提供します。

※4 DX : Digital Transformation (デジタル・トランスフォーメーション) の略。進化したデジタル技術を浸透させ人々の生活をより良いものへと変革すること。

(3) 行政改革プランの体系

《基本テーマ》

《重点項目》

《施策項目》

安平町の将来を見据えた住民サービスの最適化

1. 協働によるまちづくりの推進

- (1) 町民参画の推進
- (2) 地域コミュニティの活性化
- (3) 積極的な行政情報の発信

2. 住民サービスの向上

- (1) 行政手続の簡素化
- (2) 窓口業務の利便性向上
- (3) 広域行政の推進

3. 持続可能な財政運営

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 積極的な財源確保
- (3) 事務事業見直しによる経費削減
- (4) 公共施設の最適化

4. デジタル社会の推進

- (1) デジタル技術の積極的利活用
- (2) デジタル化による業務の効率化
- (3) ニューノーマル時代の新しい働き方

5. 民間活力の有効活用

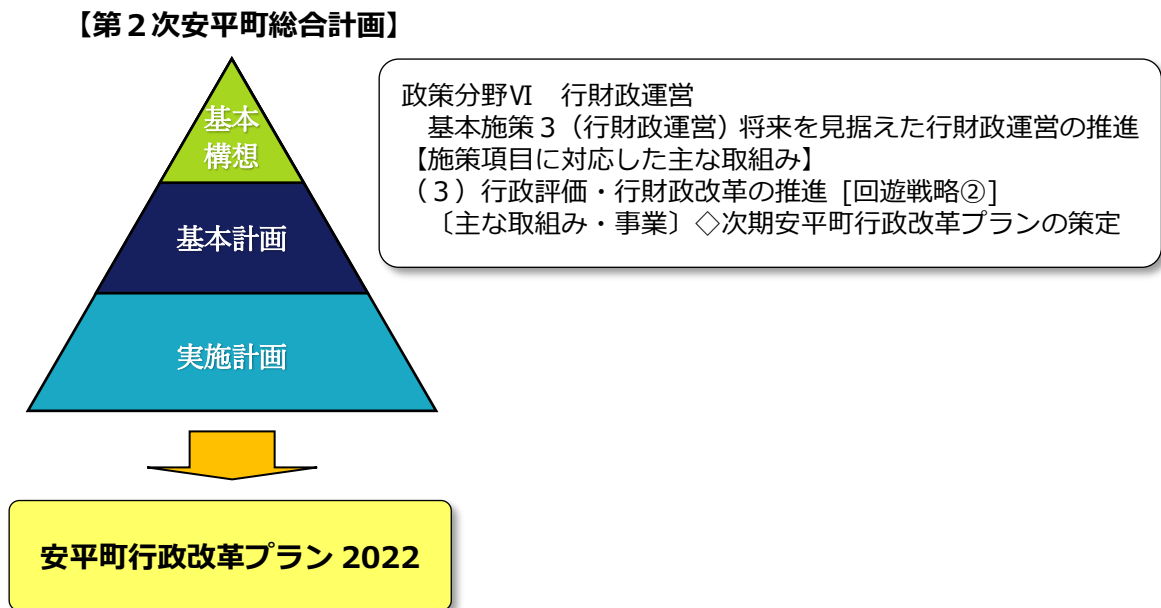
- (1) 行政事務・業務の民間委託
- (2) 公民連携の推進

6. 職員の人材育成と働き方改革

- (1) 人材育成の推進
- (2) 将来を見据えた組織づくり
- (3) 働き方改革の推進

## 2 行政改革プランの位置付け

町の最上位計画である「第2次安平町総合計画」では、まちづくりの将来像を「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」とし、将来像の実現を図るため6つの政策分野で施策を推進しているところですが、その政策分野のひとつである「行財政運営」の中で行政改革の推進を掲げており、安平町行政改革プラン 2022 は、総合計画の着実な推進を目指し、計画的に行政改革に取り組むための指針として位置付けるものです。



## 3 推進期間

安平町行政改革プラン 2022 の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、第2次安平町総合計画後期基本計画が令和5年度からスタートすることから、その内容を踏まえ、必要に応じて改訂を行うこととします。

また、安平町行政改革プラン 2022 の実効性を確保し、計画的に推進するための具体的な取組みや評価指標を設定した実施計画を策定し、実現可能なものから随時取り組むこととします。

| 年度   | H29           | H30 | R1     | R2 | R3 | R4              | R5     | R6 | R7 | R8 |
|------|---------------|-----|--------|----|----|-----------------|--------|----|----|----|
| 総合計画 | 基本構想          |     |        |    |    |                 |        |    |    |    |
|      | 前期基本計画        |     | 中期基本計画 |    |    |                 | 後期基本計画 |    |    |    |
| 行政改革 | 第3次安平町行政改革プラン |     |        |    |    | 安平町行政改革プラン 2022 |        |    |    |    |

## 第3章 具体的な取組み

### 重点項目1 協働によるまちづくりの推進

| 施策項目                  | 1 町民参画の推進   |                     |                 |                  |  |
|-----------------------|---|---------------------|-----------------|------------------|--|
| 現状・課題                 | 安平町まちづくり基本条例の基本理念である町民と行政による協働のまちづくりを推進するため、町民参画に関するルール等の適切な運用や、これまでの実践を踏まえた運用改善により、町政運営への町民の参画機会を拡充する必要があります。            |                     |                 |                  |  |
| 取組内容                  | 町民の町政への参加と協働を一層推進するため、町民が行う地域活動等への積極的支援を行うとともに、町民参画手続きの適切な運用を図るため、庁舎内での情報の共有化を図ります。また、各種委員会や審議会等の会議録公開により町政の透明性や公平性を高めます。 |                     |                 |                  |  |
| 期待される効果               | 町民の地域活動等への支援や、町民参画に関するルール等の適切な運用により、町民のまちづくりへの積極的な参加が期待されます。また、各種委員会等の会議録を公開することで、町政への関心を高めることができます。                      |                     |                 |                  |  |
| 施策・事業                 | 実施内容  | 評価指標                | 現状              | 目標               |  |
| 町民との協働の仕組みづくり         | 自治会・町内会等や各種団体が行う協働のまちづくり事業への支援を行い、まちづくりへの積極的な参加を促す。   | まちづくり事業支援交付金活用団体数   | 7団体<br>(R3年度)   | 累計50団体<br>(R8年度) |  |
| 「新しい公共」の担い手育成         | コミュニティ・ビジネス <sup>※5</sup> の起業やNPO法人の設立促進など、「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みを推進する。   | 町内各種団体の法人化数         | 1団体<br>(R3年度)   | 累計3団体<br>(R8年度)  |  |
| 各種委員会・審議会等の会議録の常設公開   | 各種委員会・審議会等の会議録を公開し、協働によるまちづくりを一層推進するとともに、町政の透明性や公平性を高める。  | 各種委員会・審議会等の会議録の常設公開 | 未実施<br>(R3年度)   | 実施<br>(R5～R8)    |  |
| 町民参画機会の充実             | パブリック・コメント <sup>※6</sup> をはじめとした各種町民参画手続きの実施により町民参画機会の充実を図る。  | 町民参画の実施件数           | 23件<br>(R3年度)   | 累計125件<br>(R8年度) |  |
| 各種審議会等における女性委員の登用促進   | 政策や方針決定の場へ女性の参画を促すため、パネル展やイベント開催など、参加意欲を高める啓発事業を実施する。   | 各種審議会等の女性委員の割合      | 27.7%<br>(R3年度) | 現状値以上<br>(R8年度)  |  |
| 町民参画手続の周知徹底による職員の意識向上 | 町民参画手続きの適切な運用を図るため、定期的な職員周知や職員説明会を開催する。   | 適切な運用を図るための職員周知     | 未実施<br>(R3年度)   | 実施<br>(R4～R8)    |  |

※5 コミュニティ・ビジネス：地域課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組みのこと。

※6 パブリック・コメント：町の重要な政策や計画等を策定するときに、素案等を公表して広く町民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表する手続きのこと。

| 施策項目                       | 2 地域コミュニティの活性化   |                    |                 |                 |
|----------------------------|--|--------------------|-----------------|-----------------|
| 現状・課題                      | 自治会・町内会等の役員の高齢化や後継者不足、さらには小規模自治会・町内会等の維持・存続などが課題となっていることから、自治会・町内会等への支援を強化し活性化を図る必要があります。  |                    |                 |                 |
| 取組内容                       | 自治会・町内会等の活動を発信しながら、加入率向上に向けた取組みを進めるとともに、職員の自主性に基づく「地域サポート制度」の推進を図ります。また、地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を策定します。            |                    |                 |                 |
| 期待される効果                    | 自治会・町内会等活動への積極的な支援を行うことで、会員や役員等の担い手が確保され、組織体制の維持・強化による地域コミュニティの活性化が図られます。また、地区別計画の策定により、地域課題の解決に取り組む仕組みが構築され、地域コミュニティの維持や再生につながることを期待されます。 |                    |                 |                 |
| 施策・事業                      | 実施内容   | 評価指標               | 現状              | 目標              |
| 自治会・町内会等の育成・支援             | 持続可能な地域コミュニティの形成に向け、自治会・町内会等の活動を発信しながら加入率向上に向けた取組みを進める。  | 自治会・町内会等の加入率       | 79.5%<br>(R3年度) | 80%以上<br>(R8年度) |
| 地域コミュニティ再生に向けた地区別計画の策定     | 地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を策定し、着実な組織運営を推進する。  | 地区別計画の策定           | 調査・研究<br>(R3年度) | 累計2地区<br>(R8年度) |
| 地域サポート制度の推進                | 職員の自主性に基づく地域サポート制度を推進するとともに、自治会・町内会等を支えるサポート体制の充実を図る。  | 地域サポート制度活用自治会等数    | 15団体<br>(R3年度)  | 18団体<br>(R8年度)  |
| 自主防災組織の強化・設立支援             | 未設立団体に対して説明会などを開催するとともに、自主防災組織意見交換会等の開催により組織の育成・強化を図る。   | 自主防災組織設立数          | 22団体<br>(R3年度)  | 25団体<br>(R8年度)  |
| 地域見守りネットワークの充実・強化          | 地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に向け、見守り体制の整備など、地域見守りネットワークの充実・強化を図る。  | 地域見守りネットワーク事業構成団体数 | 66団体<br>(R3年度)  | 75団体<br>(R8年度)  |
| ボランティア団体等の育成               | ボランティア団体等の高齢化や固定化を踏まえ、団体活動の情報発信等を行い、新規会員の加入に向けた取組みを進める。  | ボランティアセンター登録者数     | 385人<br>(R3年度)  | 410人<br>(R8年度)  |
| 生きがいポイント <sup>※7</sup> の推進 | 生きがいポイントの活用により、新たな地域活動の担い手を確保・育成するとともに、相互扶助体制を構築する。  | 生きがいポイント付与団体数      | 5団体<br>(R3年度)   | 10団体<br>(R8年度)  |
| 災害時要支援対策の強化                | 平時から要支援者情報を把握し、災害時要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制の整備を図る。  | 災害時等要援護者登録者数       | 20人<br>(R3年度)   | 25人<br>(R8年度)   |
| 認知症サポーターの育成                | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられよう、安平町認知症サポーターの会との連携や相談窓口の普及啓発を行う。  | 認知症サポーター登録者数       | 687人<br>(R3年度)  | 960人<br>(R8年度)  |
| 地域と連携した空き家等対策の推進           | 空き家の活用や老朽化した空き家の取り壊しを促進するため、地域と連携した空き家等対策を実施する。  | 空き家戸数              | 275戸<br>(R3年度)  | 240戸<br>(R8年度)  |
| 生涯学習による人材の育成と活用            | 町民ニーズに沿ったイベントや地域課題の解決につながる講座・講演会を町民と協働し開催する。   | 講座・講演会の開催回数        | 14回<br>(R3年度)   | 20回<br>(R8年度)   |

※7 生きがいポイント：社会福祉協議会が主催するボランティア活動への参加などで付与されるポイントのこと。



|                       |   |                 |                  |                  |
|-----------------------|---|-----------------|------------------|------------------|
| 施策項目                  | 3 積極的な行政情報の発信   |                 |                  |                  |
| 現状・課題                 | 町民への情報提供や情報共有にあたっては、町民が必要とする情報を分かりやすく、きめ細かに発信することが不可欠であり、特に震災以降は災害情報の発信など、広報の重要性が高まっているとともに、必要な情報を必要な相手に的確に発信することが求められていることから、情報発信の在り方を再検討する必要があります。            |                 |                  |                  |
| 取組内容                  | 広報紙や町ホームページなどのさらなる充実を図りつつ、町民の幅広い意見を反映させる仕組みを再構築します。また、あびらチャンネルや防災行政無線など、多種多様な手段による防災情報の伝達強化を図るため、SNS <sup>※8</sup> やアプリ <sup>※9</sup> などを利用した情報発信方法の調査・研究を行います。 |                 |                  |                  |
| 期待される効果               | 町民がまちづくりに参画するうえで不可欠となる行政情報を、多種多様な広報媒体を通じて発信することで、行政への関心が高まり、町民の町政への積極的な参加が期待されます。また、災害時における情報の早期取得により、町民の安全・安心な生活を確保することができます。                                  |                 |                  |                  |
| 施策・事業                 | 実施内容  | 評価指標            | 現状               | 目標               |
| 多様な広報媒体による分かりやすい情報の発信 | 広報紙や町ホームページなどの充実を図るとともに、多種多様な広報媒体による分かりやすく、きめ細かな情報発信に努める。   | あびらチャンネルの視聴割合   | 46.5%<br>(H28年度) | 90%以上<br>(R8年度)  |
| 災害時における情報伝達手段の充実・強化   | あびらチャンネルや防災行政無線などによる情報伝達の充実・強化を図るとともに、情報伝達等のマニュアル化を進める。   | 防災メールの登録者数      | 374人<br>(R3年度)   | 400人<br>(R8年度)   |
| SNS等を利用した多様な情報発信方法の検討 | 多種多様な手段による情報伝達の強化を図るため、SNSやアプリ等を利用した新たな情報発信方法の調査・研究を行う。   | 新たな情報発信方法の調査・研究 | 調査・研究<br>(R3年度)  | 調査・研究<br>(R4～R8) |
| 情報共有の推進               | 広報紙や町ホームページなど、多種多様な手段による積極的な情報発信により、町民との情報の共有化を図る。  | 多種多様な手段による情報発信  | 実施<br>(R3年度)     | 継続実施<br>(R4～R8)  |
| 町政懇談会等の推進             | より多くの町民の声を聴くため、町政懇談会等を継続して開催するとともに、子育て世代などの意見聴取に努める。  | 町政懇談会の参加者数      | 67人<br>(R3年度)    | 68人<br>(R8年度)    |
| 町民参画機会の充実【再掲】         | パブリック・コメントをはじめとした各種町民参画手続きの実施により町民参画機会の充実を図る。   | 町民参画の実施件数       | 23件<br>(R3年度)    | 累計125件<br>(R8年度) |
| 分かりやすい公文書等の作成         | 町民への説明責任を果たすため、公文書作成等に関する職員研修の実施などにより、正確で分かりやすい公文書の作成に努める。  | 職員研修の実施         | 未実施<br>(R3年度)    | 実施<br>(R4～R8)    |

※8 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。サービスに登録した利用者同士が双方向に交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。

※9 アプリ：アプリケーションソフトウェアの略。メールや地図などの特定の目的をもって作られた専用のソフトウェアのこと。



## 重点項目 2 住民サービスの向上

| 施策項目                  | 1 行政手続の簡素化   |                |                 |               |
|-----------------------|--|----------------|-----------------|---------------|
| 現状・課題                 | 国における書面・押印・対面主義からの脱却に向けた取組みに併せ、町においても、押印の見直しに取り組んでいるところですが、今後も行政手続における書面規制や対面規制などの見直しを行い、町民の利便性向上及び事務の効率化を図る必要があります。                           |                |                 |               |
| 取組内容                  | 各種申請書や届出書などの様式の簡素化及び対面を基本としている手続の見直しに併せ、電子申請システムを利活用し、行政手続のオンライン化を推進します。また、行政手続のオンライン化の鍵となるマイナンバーカード <sup>※10</sup> の普及促進やシステムの調査・研究を引き続き行います。 |                |                 |               |
| 期待される効果               | 行政手続における書面規制・対面規制の見直しや電子申請システムの導入によるオンライン化の推進、さらにはマイナンバーシステムの利活用により、行政手続に係る町民負担が軽減されるとともに、事務の効率化により住民サービスの向上が図られます。                            |                |                 |               |
| 施策・事業                 | 実施内容   | 評価指標           | 現状              | 目標            |
| 行政手続における書面規制・対面規制の見直し | 各種申請書等の簡素化や対面を基本としている手続の見直しにより、町民の利便性向上と事務の効率化を図る。   | 書面規制・対面規制の見直し  | 検討<br>(R3年度)    | 実施<br>(R7～R8) |
| 行政手続のオンライン化           | 住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、全庁的な行政手続のオンライン化を推進する。   | 行政手続きのオンライン化   | 検討<br>(R3年度)    | 導入<br>(R4年度)  |
| 個人番号の利活用の促進           | 電子行政サービスの利便性向上を図るため、マイナンバーを活用したシステムの調査・研究を行う。  | 個人番号システムの調査・研究 | 調査・研究<br>(R3年度) | 実施<br>(R8年度)  |

※10 マイナンバーカード：マイナンバー（社会保障・税番号）制度において、様々な住民サービスを受けることができるICカードのこと。

| 施策項目         | 2 窓口業務の利便性向上   |                    |               |                     |
|--------------|--|--------------------|---------------|---------------------|
| 現状・課題        | 庁舎窓口における各種届出については、一部ワンストップ化により手続きの簡素化を図っていますが、それ以外の届出についても1箇所の窓口で手続きが完結できる総合窓口の設置を検討するとともに、窓口業務の改善に向けた事務の効率化や民間委託などについても検討を進め、来庁者の利便性向上を図る必要があります。       |                    |               |                     |
| 取組内容         | 総合窓口の設置に向け、横断的業務や類似業務の集約に向けた検討を行うとともに、RPA <sup>※11</sup> など情報通信技術を活用した事務の効率化や定型業務などの民間委託について導入を検討します。また、口座振替の利用促進に併せ、コンビニ納付やキャッシュレス決済など、多様な納入方法の検討を行います。 |                    |               |                     |
| 期待される効果      | 窓口の完全ワンストップ化を目的とした総合窓口の設置により、来庁者の利便性が向上し、さらには事務の効率化や窓口業務の民間委託により、今後増加が見込まれる業務や多様性を増す住民サービスなどへの職員配置が可能となります。また、コンビニ納付など、納入方法の拡大により住民サービスの向上が図られます。        |                    |               |                     |
| 施策・事業        | 実施内容   | 評価指標               | 現状            | 目標                  |
| 窓口のワンストップ化   | 横断的業務や類似業務の集約及び両庁舎間のオンライン相談窓口の設置により、窓口の完全ワンストップ化を図る。   | 窓口の完全ワンストップ化       | 未実施<br>(R3年度) | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 窓口業務の改善      | RPAなど情報通信技術を活用した窓口業務の効率化に向けた見直し検討を行い、住民サービスの向上を図る。   | 窓口業務の改善検討          | 未実施<br>(R3年度) | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 窓口業務の民間委託    | 住民票や各種証明発行業務等の民間委託によるメリット、デメリット等を調査検討し、委託可能な業務について委託する。  | 窓口業務の民間委託に向けた検討    | 未実施<br>(R3年度) | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 窓口サービスの利便性向上 | マイナンバーカードを活用した電子行政サービスの推進により、窓口サービスの利便性向上を図る。  | 窓口サービスの利便性向上に向けた検討 | 未実施<br>(R3年度) | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 多様な納入方法の検討   | 口座振替の利用促進を図るとともに、コンビニ納付やキャッシュレス決済など、多様な納入方法の検討を行う。   | 多様な納入方法の検討         | 検討<br>(R3年度)  | 実施<br>(R7～R8)       |
| 職員の接遇力向上     | 接遇指導者の育成とともに、接遇に関する職員研修の実施や接遇マニュアル配布など、接遇に対する意識改革を図る。  | 接遇指導者要請研修への派遣      | 未実施<br>(R3年度) | 実施<br>(R5～R8)       |

※11 RPA：Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略。人間がコンピューター上でやっている定型作業をロボットで自動化するシステムのこと。

| 施策項目                | 3 広域行政の推進   |                     |                  |                  |
|---------------------|---|---------------------|------------------|------------------|
| 現状・課題               | 人口減少や少子高齢化が進む中、東胆振1市4町の活性化を図るため東胆振定住自立圏を形成していますが、今後も定住自立圏の枠組みの中で自治体間連携を推進する必要があります。また、消防やごみ処理、し尿処理についても引き続き一部事務組合による効率化を進める必要があります。   |                     |                  |                  |
| 取組内容                | 東胆振定住自立圏域が目指す将来像の実現のため、定住自立圏の形成に関する協定に基づき推進する各種連携施策に取り組むとともに、地域や組織の枠組を超えた広域連携事業について検討します。また、胆振東部消防組合など、一部事務組合については、構成市町と連携し、事務の効率化を図ります。  |                     |                  |                  |
| 期待される効果             | 東胆振定住自立圏域における自治体間連携により、必要な生活機能や人口が確保され、安定的な住民サービスを持続的に提供することが可能となり、さらには地域等の枠組を超えた連携・役割分担により人口減少社会に対応する地方行政体制を確立することができます。また、消防やごみ処理、し尿処理の広域共同処理により、事務の効率化と経費削減が図られ、広域的な課題解決に向けた取組みが可能となります。 |                     |                  |                  |
| 施策・事業               | 実施内容  | 評価指標                | 現状               | 目標               |
| 定住自立圏構想に基づく連携施策の推進  | 圏域の市町が連携・協力し、地域住民の利便性向上を図るため、東胆振定住自立圏域における自治体間連携を推進する。  | 広域連携事業の実施           | 実施<br>(R3年度)     | 継続実施<br>(R4～R8)  |
| 地域や組織の枠組を超えた広域連携の検討 | 地域や組織の枠組を超えた連携・役割分担により、長期的視点に立った、持続可能な住民サービスの提供を目指す。  | 地域等の枠組を超えた広域連携の検討   | 未実施<br>(R3年度)    | 検討<br>(R4～R8)    |
| 胆振東部消防組合との連携        | 関係町や関係機関と連携し、町民の生命・財産を火災や事故等の災害から守るため、より万全な協力体制を構築する。   | 火災による死傷者数           | 1人<br>(R3年度)     | 累計0人<br>(R8年度)   |
| 安平・厚真行政事務組合との連携     | 関係町と連携しながら、施設の適切な維持管理を行うとともに、新たな処理施設について、関係市町等と協議検討する。  | ごみの処理量<br>(家庭系・事業系) | 2,234t<br>(R3年度) | 2,087t<br>(R8年度) |
| 胆振東部日高西部衛生組合との連携    | 関係町と連携しながら、し尿処理施設の適切な維持管理を行う。   | し尿収集人口              | 1,199人<br>(R3年度) | 552人<br>(R8年度)   |

### 重点項目 3 持続可能な財政運営

| 施策項目                | 1 計画的な財政運営  |                           |                            |                             |  |
|---------------------|---|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|--|
| 現状・課題               | 人口減少や少子高齢化の影響による町税の減少や普通交付税の合併算定替終了に加え、北海道胆振東部地震に伴う災害復興関連事業の実施など、本町の財政運営はこれまでにない厳しい状況が続くことが想定されることから、まちづくりの将来像の実現や未来へつながる復興を目指すため、計画的な財政運営を行う必要があります。 |                           |                            |                             |  |
| 取組内容                | 中長期的な財政計画の策定により健全な財政基盤を確立するとともに、公営事業会計における将来見通しを踏まえた経営戦略により健全経営に努めます。また、財政状況を客観的に表した財政健全化判断比率の改善を図るとともに、その内容を町民に分かりやすく公表します。                          |                           |                            |                             |  |
| 期待される効果             | 計画的な財政運営により、財政状況を踏まえた柔軟な施策展開が期待でき、住民サービスを低下させることなく、将来にわたり持続可能な財政運営が可能となります。また、財政健全化判断比率の改善により、将来の財政負担が軽減されるとともに、その内容を公表することで、町民が財政状況を正しく知ることが可能となります。 |                           |                            |                             |  |
| 施策・事業               | 実施内容  | 評価指標                      | 現状                         | 目標                          |  |
| 中長期的な財政計画の策定        | 総合計画と連動した長期財政推計や財政計画の策定・見直しにより、将来を見据えた計画的な財政運営を行う。  | 中長期的な財政計画の策定              | 中期財政計画<br>(R3年度)           | 後期財政計画<br>策定<br>(R4年度)      |  |
| 水道事業の健全経営           | 経営の現状及び課題等を的確に把握し、将来見通しを踏まえた経営戦略による健全経営に努める。  | ①有収率※12<br>②収納率           | ①88.0%<br>②96.1%<br>(R3年度) | ①93.0%<br>②96.3%<br>(R8年度)  |  |
| 下水道事業の健全経営          | 経営の現状及び課題等を的確に把握し、将来見通しを踏まえた経営戦略による健全経営に努める。  | ①有収率※13<br>②収納率           | ①77.4%<br>②95.8%<br>(R3年度) | ①88.0%<br>②97.0%<br>(R8年度)  |  |
| 国民健康保険事業における医療費の抑制  | 第3期特定健康診査等実施計画に基づき、広報周知や受診勧奨により受診者の増加を図り、医療費の抑制に努める。  | 特定健康診査等受診率の向上             | 43.4%<br>(R3年度)            | 60%<br>(R8年度)               |  |
| 財政健全化判断比率の改善と公表     | 財政状況を客観的に表した財政健全化判断比率の改善を図るとともに、町民への分かりやすい公表に努める。   | ①実質公債費比率※14<br>②将来負担比率※15 | ①10.5%<br>②54.3%<br>(R2年度) | ①11.3%<br>②121.2%<br>(R8年度) |  |
| 新地方公会計制度に基づく財務諸表の公表 | 財務諸表を毎年度作成するとともに、正確な情報を町民へ分かりやすく公表し、より効率的な行財政運営に努める。  | ①財務諸表作成<br>②広報での公表        | 実施<br>(R3年度)               | 継続実施<br>(R4～R8)             |  |
| 地方債の発行抑制            | 交付税措置の少ない地方債の発行及び単年度地方債発行総額の抑制により、公債費の将来的負担を軽減する。   | 地方債の発行抑制                  | 実施<br>(R3年度)               | 継続実施<br>(R4～R8)             |  |
| 効率的な予算編成の仕組みづくり     | 「実施計画」、「行政評価」、「予算編成」の3つの業務を連動させ、簡素で効率的な予算編成の仕組みづくりを研究する。  | 効率的な予算編成の仕組みづくりに向けた研究     | 未実施<br>(R3年度)              | 調査・研究<br>(R4～R8)            |  |
| 新たな予算編成手法の導入検討      | 効果的かつ効率的な行政運営の確保及びコスト意識の向上を図るため、新たな予算編成手法の導入に向けた検討を行う。  | 新たな予算編成手法の導入検討            | 未実施<br>(R3年度)              | 調査・研究<br>(R4～R8)            |  |
| 財政状況等の職員への周知徹底      | 町の財政状況を全職員が認識し、当事者意識を持って改革に取り組むため、財政状況等の説明会を毎年度開催する。  | 財政状況等の説明会の開催              | 未実施<br>(R3年度)              | 実施<br>(R4～R8)               |  |

- 
- ※12 有収率（水道事業）：給水する水量（受水量）に対する、水道料金の対象となった水量（有収水量）の割合のこと。有収率が高いほど無駄なく水道水を供給できていることになる。
  - ※13 有収率（下水道事業）：処理した汚水のうち、家庭や事業所からどの程度排出されたかを示す割合のこと。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく効率的である。
  - ※14 実質公債費比率：一般会計等が負担する全会計及び一部事務組合等の元利償還金、また、これに準じる額の大きさを指標化し資金繰りの程度を示すもので、この比率が18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限される。
  - ※15 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、この比率が350%を超えると財政健全化計画を策定しなければならない。

| 施策項目           |  | 2 積極的な財源確保      |              |               |  |
|----------------|--|-----------------|--------------|---------------|--|
| 現状・課題          | 町の安定的な自主財源を確保するため、町税等の収納率向上に向けた取組みをはじめ、ふるさと納税制度の推進や遊休財産の売却・貸付による有効活用を図るとともに、受益者負担の適正化に向けた検証や新たな財源の創設などについて検討する必要があります。                 |                 |              |               |  |
| 取組内容           | 町税等の収納率向上に向けた関係部署間の連携強化や魅力ある返礼品の開発などによるふるさと納税制度の推進を図ります。また、遊休財産の有効活用に関する指針の作成や施設使用料の検証・見直しによる受益者負担の適正化を図り、さらには広告掲載の拡充や新たな広告事業の検討を行います。 |                 |              |               |  |
| 期待される効果        | 人口減少に伴う町税や地方交付税の減少が町の財政運営に大きな影響を及ぼすことが想定される中、町税等の収納率向上やふるさと納税制度の推進、遊休財産の有効活用等により、貴重な自主財源を確保することができ、財政基盤の安定化とともに住民サービスの向上が図られます。        |                 |              |               |  |
| 施策・事業          | 実施内容   | 評価指標            | 現状           | 目標            |  |
| 町税等滞納対策（収納率向上） | 関係部署間の連携強化と情報の共有化により収納率向上を図るとともに、国が進める新たな納入方法の検討を行う。   | 町税等の収納率向上       | 実施（R3年度）     | 継続実施（R4～R8）   |  |
| ふるさと納税制度の推進    | 魅力ある返礼品等の開発や効果的な情報発信など、ふるさと納税制度の推進により、安定的な財源を確保する。   | ふるさと納税による寄附額    | 585百万円（R3年度） | 570百万円（R8年度）  |  |
| 企業版ふるさと納税制度の推進 | 官民のパートナーシップを構築するとともに、地域課題の解決を図るため、企業版ふるさと納税制度の活用を推進する。   | 企業版ふるさと納税による寄附額 | 28百万円（R3年度）  | 累計13百万円（R8年度） |  |
| 遊休財産の積極的活用     | 遊休財産の有効活用に関する指針を作成し、売却・貸付を進めるとともに、処分後の効果的な利活用について検討を行う。  | 遊休財産有効活用指針の策定   | 未実施（R3年度）    | 策定（R5年度）      |  |
| 受益者負担の適正化      | 使用料設定指針等の作成により、受益者負担の公平性を図りながら使用料の検証を行うとともに、定期的な見直しを行う。  | 使用料設定指針等の策定     | 未実施（R3年度）    | 策定（R6年度）      |  |
| 分譲宅地の早期売却      | 町が販売している分譲宅地の早期売却に努め、財源確保を図る。  | 町分譲宅地の売却率       | 95.7%（R3年度）  | 98.4%（R8年度）   |  |
| 新たな財源の創設       | 広報紙や町ホームページに係る広告掲載の拡充を図るとともに、ネーミングライツ <sup>※16</sup> や印刷物など新たな広告事業の検討を行う。  | 広告掲載の拡充に向けた検討   | 検討（R3年度）     | 検討（R4～R8）     |  |

※16 ネーミングライツ：公共施設などの名称に企業名や商品名などを冠した名称を付与する権利（命名権）のこと。権利を付与する代わりに得た対価を施設運営経費に充て、財政負担を軽減するもの。



| 施策項目 3 事務事業見直しによる経費削減 |   |                              |           |                     |
|-----------------------|---|------------------------------|-----------|---------------------|
| 現状・課題                 | 限られた財源や職員体制の中で、多様化する町民ニーズに対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、既存事業のスクラップ&ビルドの徹底による見直しとともに、事務の効率化や簡素化に取り組む必要があります。   |                              |           |                     |
| 取組内容                  | 行政評価制度の導入により、既存事業の抜本的な見直しと事務の効率化や簡素化を図るとともに、補助金・交付金等の適正化や共通した点検業務等の集約化を行います。また、(仮称)安平町再生可能エネルギー導入目標・戦略や地球温暖化対策実行計画の策定により、公共施設等における脱炭素化の取組みを推進します。 |                              |           |                     |
| 期待される効果               | 既存事業の抜本的な見直しにより、これまで以上の経費削減と事務量の軽減が図られ、持続可能な財政運営が可能となるとともに、事務の効率化や簡素化により生み出された行政資源を重要度や優先度の高い事業に重点的に配分することが可能となります。                               |                              |           |                     |
| 施策・事業                 | 実施内容  | 評価指標                         | 現状        | 目標                  |
| 行政評価制度の導入             | 行政評価制度の導入により、徹底した事務事業の検証を行い、町民目線に立った効果的・効率的な行財政運営に努める。  | 行政評価(外部評価・内部評価)制度の導入         | 検討(R3年度)  | 導入(R7年度)            |
| 補助金・交付金等の適正化          | 限られた財源を真に必要なとされる団体等に交付するため、補助金等に関する基本指針の見直しに向けた検討を行う。   | 補助金等に関する基本指針の見直し検討           | 未実施(R3年度) | 検討(R4~R6)<br>改定(R7) |
| 共通した設備点検業務等の集約化       | 公共施設維持管理における共通した設備点検業務等を集約化し、コスト削減や発注事務の効率化を図る。   | 集約化する設備点検業務数                 | 9業務(R3年度) | 累計8業務(R8年度)         |
| 脱炭素化社会の実現             | 脱炭素化社会の実現に向け、(仮称)安平町再生可能エネルギー導入目標・戦略及び地球温暖化対策実行計画を策定する。   | ①再生エネルギー導入目標策定<br>②地球温暖化計画策定 | 未実施(R3年度) | ①策定(R4)<br>②策定(R5)  |
| 公共施設における脱炭素化の取組推進     | 公共施設の省エネルギー改修や再生エネルギーの導入など、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを推進する。  | 公共施設の省エネルギー改修                | 3施設(R3年度) | 実施(R6~R8)           |
| 環境に配慮した公用車の導入         | 公用車更新計画に基づくエコカー導入により、環境負荷の低減に努めるとともに、公用車の効率的な運用を図る。   | エコカー導入                       | 9台(R3年度)  | 累計5台(R8年度)          |
| 電気料金の削減検討             | 公共施設における環境に配慮した電力調達を図るため、地域経済への影響等を考慮した上で、電力調達先の見直し検討を行う。   | 電力調達先の見直し検討                  | 未実施(R3年度) | 検討(R4~R7)<br>実施(R8) |
| 電子契約・電子入札の導入検討        | インターネットを利用した電子契約や電子入札の導入に向けた検討を行う。  | 電子契約・電子入札の導入検討               | 未実施(R3年度) | 検討(R4~R8)           |



| 施策項目                  | 4 公共施設の最適化   |                        |               |                       |
|-----------------------|--|------------------------|---------------|-----------------------|
| 現状・課題                 | 本町では合併市町村特有の課題として、多くの公共施設を抱え、機能が類似した施設も複数存在しており、加えて施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、類似施設等の統廃合や老朽化対策など、今後の公共施設の在り方について十分検討する必要があります。                                     |                        |               |                       |
| 取組内容                  | 公共施設等総合管理計画に基づき、施設等の長寿命化や安全性、快適性等の向上、施設総量の適正化等を図るとともに、類似施設や経費負担が大きい施設、老朽化が進んでいる施設を中心に、町民の理解を求めながら、再編、統合を進めます。また、利用者ニーズを踏まえた開館時間の見直し検討により公共施設管理運営の適正化を図ります。 |                        |               |                       |
| 期待される効果               | 公共施設の総合的かつ計画的な管理を行うことで、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営の適正化が図られ、利用者が安全・快適に施設を利用することができるのと同時に、財政負担の軽減及び平準化により、持続可能な財政運営が可能となります。                                      |                        |               |                       |
| 施策・事業                 | 実施内容   | 評価指標                   | 現状            | 目標                    |
| 公共施設の総合的かつ計画的な管理      | 施設等の長寿命化や安全性、快適性等の向上、施設総量の適正化等を図るとともに、集会施設の適切な維持管理を行う。   | (仮称) 集会施設適正管理計画の策定     | 未実施<br>(R3年度) | 策定<br>(R6年度)          |
| 公共施設等の再編・統合           | 類似施設や経費負担の大きい施設、老朽化施設を中心に再編・統合を進め、町民の理解を求めながら事業実施に努める。   | ①再編・統合指針策定<br>②再編・統合実施 | 未実施<br>(R3年度) | ①策定 (R5)<br>②実施 (R8)  |
| 公共施設管理運営の適正化          | 利用者ニーズなどを踏まえ、機能や開館時間の見直しを検討するとともに、施設運営収支を明確にし、経費削減に努める。  | 施設管理運営の見直し検討           | 未実施<br>(R3年度) | 検討<br>(R4～R8)         |
| 公共施設における脱炭素化の取組推進【再掲】 | 公共施設の省エネルギー改修や再生エネルギーの導入など、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを推進する。   | 公共施設の省エネルギー改修          | 3施設<br>(R3年度) | 実施<br>(R6～R8)         |
| 電気料金の削減検討【再掲】         | 公共施設における電気料金の削減及び環境に配慮した電力調達を図るため、電力調達先の見直し検討を行う。  | 電力調達先の見直し検討            | 未実施<br>(R3年度) | 検討 (R4～R7)<br>実施 (R8) |

## 重点項目 4 デジタル社会の推進

| 施策項目                      | 1 デジタル技術の積極的利活用   |                          |                      |                           |
|---------------------------|---|--------------------------|----------------------|---------------------------|
| 現状・課題                     | 書面・押印・対面の見直しにより、行政手続及びサービスにおける B P R <sup>※17</sup> の取組みは行われているものの、依然としてデジタル化は十分ではなく、情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すため、情報通信技術を活用した行政の推進が必要である。                             |                          |                      |                           |
| 取組内容                      | 本町におけるデジタル化の推進を図るため、(仮称)安平町自治体 DX 推進計画を策定し、町民の利便性向上に向けた計画的な取組みを進めます。また、公共交通における情報通信技術の導入検討や次世代モビリティサービス <sup>※18</sup> を活用した M a a S <sup>※19</sup> タウンの調査・研究を行います。 |                          |                      |                           |
| 期待される効果                   | (仮称)安平町自治体 DX 推進計画に基づくデジタル技術の積極的利活用により、町民負担が軽減され、住民サービスの向上につながります。また、次世代モビリティサービスの導入により、利用者へのサービス向上はもとより、環境に与える負荷を軽減させることが可能となります。                                  |                          |                      |                           |
| 施策・事業                     | 実施内容  | 評価指標                     | 現状                   | 目標                        |
| (仮称)安平町自治体 DX 推進計画の策定及び推進 | デジタル技術の利活用による町民の利便性向上、事務の効率化を図るため、(仮称)安平町自治体 DX 推進計画を策定し計画的に取り組む。   | (仮称)安平町自治体 DX 推進計画の策定・推進 | 未実施<br>(R3 年度)       | 策定 (R4)<br>推進 (R5<br>~R8) |
| 全庁的な推進体制の構築               | 安平町におけるデジタル技術を活用した行政の推進を目指すため、全庁的・横断的な推進体制を構築する。  | 全庁的な推進体制の構築              | 未実施<br>(R3 年度)       | 構築 (R4)<br>推進 (R5<br>~R8) |
| 行政手続のオンライン化【再掲】           | 住民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、全庁的な行政手続のオンライン化を推進する。  | 行政手続きのオンライン化             | 検討<br>(R3 年度)        | 導入<br>(R4 年度)             |
| 個人番号の利活用の促進【再掲】           | 電子行政サービスの利便性向上を図るため、マイナンバーを活用したシステムの調査・研究を行う。   | 個人番号システムの調査・研究           | 調査・研究<br>(R3 年度)     | 実施<br>(R8 年度)             |
| リモート相談システムの導入             | リモート相談システムの導入により、町民が気軽に相談しやすい環境を整え、住民サービスの向上を図る。  | リモート相談システムの導入            | 未実施<br>(R3 年度)       | 導入<br>(R6 年度)             |
| 除雪車運行管理システムの導入拡充          | 令和 2 年度に追分地区で先行導入した除雪車運行管理システムを早来地区にも拡充し、町道除雪の迅速化を図る。   | 除雪車運行管理システム導入            | 検討<br>(R3 年度)        | 導入<br>(R4 年度)             |
| スマート水道検針システムの導入           | 農村地区の検針業務の効率化とともに、漏水事故の早期発見により有収率の向上を図り、水道事業の健全経営に努める。  | スマート水道検針システムの導入          | 検討<br>(R3 年度)        | 導入<br>(R4 年度)             |
| 公共交通における情報通信技術の導入         | 利用者サービスの向上及び運行管理業務の効率化を図るため、バスロケーションシステム <sup>※20</sup> の導入検討を行う。   | バスロケーションシステムの導入検討        | バス予約アプリ稼働<br>(R3 年度) | 検討<br>(R4~R8)             |
| MaaS タウンの検討               | 次世代モビリティサービス等を活用し、ヒト・コト・モノの移動サービスを複合的に導入する M a a S タウンの検討を行う。   | あびら版 MaaS の調査・研究         | 課題現状調査<br>(R3 年度)    | 調査・研究<br>(R4~R8)          |

※17 B P R : Business Process Re-engineering (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) の略。自治体や企業の目標や目的を達成するために、組織構造や業務内容を見直し再構築すること。

※18 モビリティサービス: 自動車による移動や運搬をスムーズに行うためのサービスのこと。

※19 M a a S : Mobility as a Service (モビリティ・アズ・ア・サービス) の略。地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通等の移動サービスを組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

※20 バスロケーションシステム: パソコンやスマートフォンなどで、バスの現在地や発着情報等を見ることができるシステムのこと。

| 施策項目             | 2 デジタル化による業務の効率化   |                      |                |                     |
|------------------|--|----------------------|----------------|---------------------|
| 現状・課題            | 限られた財源や職員体制の中で、多様化する市民ニーズに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うためには、デジタル技術の活用により、業務の効率化や簡素化を図り、労働生産性の向上による人的資源を住民サービスの向上につなげる必要があります。                   |                      |                |                     |
| 取組内容             | 業務の効率化に向けRPAなどの導入検討を行うとともに、国が進める行政情報システムの標準化や共通化に併せ、システムの抜本的見直しに向けた検討を行います。また、ペーパーレス化の積極的推進やフリーアドレス <sup>※21</sup> 化によるオフィス環境の改善などに取り組みます。 |                      |                |                     |
| 期待される効果          | RPAなどの導入や行政情報システムの見直しにより業務の効率化が図られるとともに、ペーパーレス化の推進によりコスト削減や書庫等の省スペース化につながります。また、フリーアドレス化によるオフィス環境の改善により、働きやすい職場環境を確立することができます。             |                      |                |                     |
| 施策・事業            | 実施内容   | 評価指標                 | 現状             | 目標                  |
| BPR（業務改革）の推進     | BPRの推進に向け、定型的処理を行う必要がある業務を洗い出し、業務の効率化・自動化による費用対効果を検証する。  | RPA等導入による業務効率化の調査・検討 | 未実施<br>(R3年度)  | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 窓口業務の改善【再掲】      | RPAなど情報通信技術を活用した窓口業務の効率化に向けた見直し検討を行い、住民サービスの向上を図る。   | 窓口業務の改善検討            | 未実施<br>(R3年度)  | 検討(R4～R7)<br>実施(R8) |
| 行政情報システムの抜本的な見直し | 国が進める行政システムの共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービス <sup>※22</sup> の移行・導入に向けた検討を行う。   | 行政システムの共通基盤移行        | 検討<br>(R3年度)   | 検討(R4～R7)<br>導入(R8) |
| ペーパーレス化の推進       | 庁舎内における各種会議等はペーパーレスを基本とし、庁内向けの印刷物は電子媒体を活用する。   | ペーパーレスによる各種会議の開催     | 庁内会議<br>(R3年度) | 現状値以上<br>(R8年度)     |
| デジタル人材の確保・育成     | 専門的知識を有する外部人材を活用するとともに、職員研修等の実施により、デジタル人材の確保・育成を行う。  | ①外部人材の活用<br>②職員研修の実施 | 未実施<br>(R3年度)  | 実施<br>(R6～R8)       |
| OA機器等資源利活用による効率化 | パソコンやプリンター等OA機器の資源の利活用による効率化を目指すとともに、電話機の設置台数の削減検討を行う。   | OA機器等設置台数の減          | 未実施<br>(R3年度)  | 25%削減<br>(R8年度)     |
| フリーアドレスの実現に向けた検討 | 多様な働き方改革の実現を目指し、これまでの専用デスクからリースペースでの業務実施により、事務の効率化を図る。   | リースペースの設置実現に向けた検討    | 未実施<br>(R3年度)  | 試験的運用<br>(R8年度)     |
| 文書管理の効率化         | 庁内文書の電子化及び電子決裁の推進による業務の効率化及びコスト削減等の検証を行う。  | 文書管理の効率化・コスト削減等の検証   | 未実施<br>(R3年度)  | 検証<br>(R4～R8)       |

※21 フリーアドレス：事務室の中で固定席を持たずに、仕事に応じて好きな席や場所で働くワークスタイルのこと。席を指定しないことで、生産性の向上やコミュニケーションの活性化が図られると言われている。

※22 クラウドサービス：データやソフトウェアを、インターネットなどのネットワーク経由でサービスとして利用者に提供すること。

|                    |  |                    |               |                  |
|--------------------|--|--------------------|---------------|------------------|
| 施策項目               | 3 ニューノーマル時代の新しい働き方   |                    |               |                  |
| 現状・課題              | 新型コロナウイルス感染症の発生により、在宅勤務によるテレワーク※ <sup>23</sup> などの多様な働き方が求められており、加えて、子育てや介護と仕事の両立による働き方改革を推進するためにも、 <u>ニューノーマル</u> ※ <sup>24</sup> 時代の新しい働き方の実現に向けた環境整備が必要となっています。 |                    |               |                  |
| 取組内容               | 自宅やコワーキングスペース※ <sup>25</sup> でのテレワーク実現に向けた導入検討を行うとともに、町民の利便性向上や移動時間の削減による効率的な会議の開催に向けた環境整備を行います。また、業務の効率化を図るため、自席でのオンライン研修の実施や電子契約等の導入を検討します。                      |                    |               |                  |
| 期待される効果            | 場所にとらわれず働くことができる環境を整備することで、業務の効率化が図られるとともに、働きやすい職場づくりの実現につながり、職員一人ひとりの労働生産性が向上し、安定的な住民サービスを提供することが可能となります。   |                    |               |                  |
| 施策・事業              | 実施内容   | 評価指標               | 現状            | 目標               |
| テレワークの導入検討         | 多様な働き方改革の実現を目指し、自宅やコワーキングスペースでのテレワーク実現に向けた導入検討を行う。   | テレワーク導入に向けた検討      | 未実施<br>(R3年度) | 試験的運用<br>(R8年度)  |
| オンライン会議の推進         | 相談業務やワライ会議など、町民の利便性向上及び移動時間削減による効率的な会議の開催に向けた環境整備を行う。  | オンライン会議の推進に向けた環境整備 | 実施<br>(R3年度)  | 改善研究等<br>(R4～R8) |
| オンライン研修の推進         | 職員研修などの効率化を図るため、自席におけるオンライン研修等の実施に向けた環境整備を行う。  | 自席による職場内職員研修等の実施   | 実施<br>(R3年度)  | 改善研究等<br>(R4～R8) |
| 電子契約・電子入札の導入検討【再掲】 | インターネットを利用した電子契約や電子入札の導入に向けた検討を行う。   | 電子契約・電子入札の導入検討     | 未実施<br>(R3年度) | 検討<br>(R4～R8)    |

※23 テレワーク：「tele（離れたところで）」と「work（働く）」を組み合わせた造語で、パソコンなどの情報機器を活用して、時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態のこと。

※24 ニューノーマル：「new（新しいこと）」と「normal（正常・標準・常態）」を組み合わせた造語で、社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着すること。新しい生活様式とも呼ばれる。

※25 コワーキングスペース：作業スペースや会議室、打ち合せスペースなどを共有し、それぞれ独立して作業を行う場所のこと。

## 重点項目 5 民間活力の有効活用

|                  |  |                     |               |                       |
|------------------|--|---------------------|---------------|-----------------------|
| 施策項目             | 1 行政事務・業務の民間委託   |                     |               |                       |
| 現状・課題            | 安定的な住民サービスを継続して提供するためには、行政運営の効率化と財政負担の軽減を図りつつ、監督権などの行政責任の確保に配慮したうえで、行政と民間との適切な役割分担のもと、民間委託が可能な事務や業務について検討する必要があります。          |                     |               |                       |
| 取組内容             | 民間活力の有効活用による効率的・効果的な住民サービスの提供を目指すため、(仮称)民間活力活用指針を策定し、民間委託が可能な事務や業務の検討と併せ、多種・多様な業務を包括的に委託する「包括的民間委託」の導入に向けた研究を行います。           |                     |               |                       |
| 期待される効果          | 民間活力の有効活用により、効率的で安定的な住民サービスの提供及び財政負担の軽減が図られるとともに、地域経済の活性化や雇用の創出が期待できます。また、民間委託により生み出された行政資源を重要度や優先度の高い事業に重点的に配分することが可能となります。 |                     |               |                       |
| 施策・事業            | 実施内容   | 評価指標                | 現状            | 目標                    |
| (仮称)民間活力活用指針の策定  | 民間活力の有効活用による効率的・効果的な住民サービスの提供を目指すため、(仮称)民間活力活用指針を策定する。   | (仮称)民間活力活用指針の策定     | 未実施<br>(R3年度) | 策定<br>(R5年度)          |
| 包括的民間委託の導入に向けた研究 | 庁舎を含めた公共施設の維持管理など、多様な業務を包括的に委託する「包括的民間委託」の導入に向けた研究を行う。   | 包括的民間委託の導入に向けた研究    | 未実施<br>(R3年度) | 調査・研究<br>(R4～R8)      |
| 窓口業務の民間委託【再掲】    | 住民票や各種証明発行業務等の民間委託によるメリット、デメリット等を調査検討し、委託可能な業務について委託する。  | 窓口業務の民間委託に向けた検討     | 未実施<br>(R3年度) | 検討 (R4～R7)<br>実施 (R8) |
| 徴収業務の見直し         | 窓口業務や税等の各種徴収業務に係る民間委託の導入と併せ、庁舎内部における徴収専門部署の創設について検討する。   | 徴収業務の民間委託・徴収専門部署の検討 | 未実施<br>(R3年度) | 導入<br>(R7年度)          |
| 公営住宅等管理業務の民間委託   | 窓口業務や修繕業務など、公営住宅等管理業務の民間委託を導入する。   | 公営住宅等管理業務の民間委託      | 未実施<br>(R3年度) | 導入<br>(R7年度)          |
| 公用車管理業務の民間委託     | 公用車を安全かつ効率的に使用できるよう、点検や修繕業務、消耗品等の更新等、公用車管理業務の民間委託を導入する。  | 公用車管理業務の民間委託        | 未実施<br>(R3年度) | 導入<br>(R7年度)          |



|                             |  |                     |                   |                    |
|-----------------------------|--|---------------------|-------------------|--------------------|
| 施策項目                        | 2 公民連携の推進  |                     |                   |                    |
| 現状・課題                       | 行政と民間の連携による公共サービスの提供及び公共施設の積極的な利活用を行うため、民間のノウハウを活用し、業務の効率化と住民サービスの向上を図る必要があります。  |                     |                   |                    |
| 取組内容                        | 公の施設のさらなる効率的・効果的な管理運営を行うため、(仮称) 指定管理者制度運用指針を策定し、公共施設の指定管理者制度導入を推進します。また、民間活力によるふるさと納税返礼品の拡充や分譲宅地の開発など、公民連携による行政運営を推進します。             |                     |                   |                    |
| 期待される効果                     | 民間のノウハウを活用することにより、民間団体や民間事業者、行政の役割分担が明確化され、効率的・効果的な行政運営が可能となります。また、行政自らの都合だけで民間に事業を委ねるのではなく、まち全体が持続的に発展できる新たな枠組みを創ることで、新しい公共が実現されます。 |                     |                   |                    |
| 施策・事業                       | 実施内容   | 評価指標                | 現状                | 目標                 |
| (仮称) 指定管理者制度運用指針の策定         | 公の施設のさらなる効率的・効果的な管理・運営を行うため、(仮称) 指定管理者制度運用指針を策定する。   | (仮称) 指定管理者制度運用指針の策定 | 未実施<br>(R3 年度)    | 策定<br>(R5 年度)      |
| 指定管理者制度の推進                  | 指定管理者制度を推進するとともに、導入済施設については、更新時にサービスの向上や財政効果の評価・検証を行う。   | 指定管理者導入施設           | 9 施設<br>(R3 年度)   | 累計 7 施設<br>(R8 年度) |
| 指定管理者選定における公正の確保            | 指定管理者の見直し及び新規導入にあたっては、条例等に基づき公正に選定を行うとともに、選考過程・結果を公表する。  | 選定過程・結果の公表          | 未実施<br>(R3 年度)    | 実施<br>(R5～R8)      |
| 公共施設等への PPP※26/PFI※27 手法の導入 | 新たな公共施設の整備にあたっては、住民サービス向上等の観点から PPP/PFI 手法による民間活力の導入を検討する。   | PPP/PFI 手法の導入検討     | 未実施<br>(R3 年度)    | 調査・検討<br>(R4～R8)   |
| 民間企業等との連携協定等の推進             | 民間企業等のノウハウを活用しながら、地域課題や行政課題の解決を図るため、民間企業等との連携協定を推進する。  | 民間企業等との連携協定数        | 61 件<br>(R3 年度)   | 現状値以上<br>(R8 年度)   |
| 民間活力によるふるさと納税返礼品の拡充         | 観光協会など民間活力を活用した返礼品の拡充により、ふるさと納税拡大と知名度向上による関係人口の増加に努める。   | 取扱返礼品数              | 80 品目<br>(R3 年度)  | 95 品目<br>(R8 年度)   |
| MaaS タウンの検討【再掲】             | 次世代モビリティサービス等を活用し、ヒト・コト・モノの移動サービスを複合的に導入する M a a S タウンの検討を行う。  | あびら版 MaaS の調査・研究    | 課題現状調査<br>(R3 年度) | 調査・研究<br>(R4～R8)   |
| 民間活力による分譲宅地の開発              | 分譲宅地の開発にあたっては、民間資金等を活用した新たな手法を検討する。  | 新たな分譲宅地の開発検討        | 未実施<br>(R3 年度)    | 検討<br>(R4～R8)      |
| 閉校する学校施設の利活用                | 閉校する安平小・遠浅小について、行政目的の活用や地域団体による活用、民間活力による活用について検討を進める。   | 閉校する学校施設の利活用検討      | 未実施<br>(R3 年度)    | 検討<br>(R4～R8)      |

※26 P P P : Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) の略。行政と民間との連携により、公共サービスを提供すること。

※27 P F I : Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略。民間の資金やノウハウを活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行う手法のこと。

## 重点項目 6 職員の人材育成と働き方改革

| 施策項目                | 1 人材育成の推進   |                     |                 |                  |  |
|---------------------|---|---------------------|-----------------|------------------|--|
| 現状・課題               | 限られた職員体制の中で、複雑・多様化する行政課題に対応し、効率的な行政運営を推進していくためには、職員一人ひとりが労働生産性を高め、資質と能力を向上させるとともに、業務に主体的に取り組み、積極的に業務改善を行う職員を育成する必要があります。                                      |                     |                 |                  |  |
| 取組内容                | 安平町人材育成基本方針の全面的な見直しを行い、求められる職員像を具現化するため、職員研修計画に基づく計画的な人材育成を行います。また、人事評価制度の効果的運用による職員の資質向上を図るため、評価の公平・公正性・透明性・客観性・納得性を確保しつつ、モチベーションの向上につながる人事評価制度の見直しを行います。    |                     |                 |                  |  |
| 期待される効果             | 人材育成基本方針に基づく職員研修等の実施により、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材を育成することができ、職員個々の能力向上による組織力の強化が図られます。また、人事評価制度の効果的運用により、職員の資質向上及び人材育成が図られ、人事管理の適正化と組織全体の活性化により、住民サービスの向上が図られます。 |                     |                 |                  |  |
| 施策・事業               | 実施内容  | 評価指標                | 現状              | 目標               |  |
| 人材育成基本方針の見直し        | 安平町人材育成基本方針の全面的な見直しを行い、情報化社会や社会の多様化に対応できる職員の育成を目指す。   | 人材育成基本方針の改定         | 未実施<br>(R3年度)   | 改定<br>(R5年度)     |  |
| 人材育成基本方針の推進         | 人材育成基本方針に基づき、職員の資質と能力を向上させ、少数の職員でより効率的な行政運営を推進する。   | 人材育成基本方針の推進         | 実施<br>(R3年度)    | 継続実施<br>(R4～R8)  |  |
| 人事管理システムの確立         | 職員個々の能力を最大限に引き出し、効率的な職務遂行につながる人事管理システムを確立する。  | 人事管理システムの確立         | 未実施<br>(R3年度)   | 運用開始<br>(R6年度)   |  |
| 人事評価制度の効果的運用による人事管理 | 職員の資質向上と人材育成を図るため、評価の公正性・納得性等を確保し、モチベーション向上につながる制度の見直しを行う。  | 人事評価制度の見直し          | 検討<br>(R3年度)    | 運用開始<br>(R5年度)   |  |
| 職員研修の充実強化           | 職員研修計画に基づく計画的な人材育成を行うとともに、新たな行政課題の解決に向けた先進地視察を継続実施する。   | 職員研修参加率             | 90.9%<br>(R3年度) | 95%<br>(R8年度)    |  |
| 分かりやすい公文書等の作成【再掲】   | 町民への説明責任を果たすため、公文書作成等に関する職員研修の実施などにより、正確で平易な公文書の作成に努める。   | 職員研修の実施             | 未実施<br>(R3年度)   | 実施<br>(R4～R8)    |  |
| 職員の接遇力向上【再掲】        | 接遇指導者の育成とともに、接遇に関する職員研修の実施や接遇マニュアル配布など、接遇に対する意識改革を図る。   | 接遇指導者要請研修への派遣       | 未実施<br>(R3年度)   | 実施<br>(R5～R8)    |  |
| オンライン研修の推進【再掲】      | 職員研修などの効率化を図るため、自席におけるオンライン研修等の実施に向けた環境整備を行う。   | 自席による職場内職員研修等の実施    | 実施<br>(R3年度)    | 改善研究等<br>(R4～R8) |  |
| 職員提案制度の導入           | 職員の創意や知識が活かされた提案を施策や事業に反映させるため、職員提案制度を導入する。   | 職員提案制度の導入           | 未実施<br>(R3年度)   | 導入<br>(R7年度)     |  |
| 職員の地域活動への参加推進       | 職員一人ひとりが、積極的に各種行事や地域活動に参加し、まちづくりへの関心を高め、協働のまちづくりを推進する。  | 自治会・町内会行事等への職員参加の推進 | 実施<br>(R3年度)    | 継続実施<br>(R4～R8)  |  |



| 施策項目 2 将来を見据えた組織づくり |  |                              |                 |                             |
|---------------------|--|------------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 現状・課題               | 職員定員適正化計画に基づき、中長期的視点に立った組織・機構の見直しを行ってきましたが、今後も、社会情勢等により変化する行政課題に迅速に対応するため、機能的で横断的な組織体制を確立する必要があります。また、職員の定員管理については、定年引上げを考慮した職員定数の適正管理に努めるとともに、偏りが出ている年齢構成の是正に向けた職員採用を行う必要があります。 |                              |                 |                             |
| 取組内容                | 多様化する町民ニーズや新たな行政課題に即応できる機能的で横断的な組織体制を構築するとともに、長期的視点に立った簡素で効率的な機構改革に努めます。また、職員定員適正化計画の改定により、適正な定員管理に努めつつ、年齢構成のバランスを考慮した戦略的な職員採用を行います。   |                              |                 |                             |
| 期待される効果             | 機能的で横断的な組織体制を構築することで、多様化する町民ニーズや社会情勢により変化する行政課題に迅速に対応することが可能となります。また、職員定員適正化計画に基づく適正な定員管理により、職員不足や年齢構成の偏りを是正することができ、質の高い住民サービスの提供と効率的な行政運営を行うことができます。                            |                              |                 |                             |
| 施策・事業               | 実施内容   | 評価指標                         | 現状              | 目標                          |
| 機能的・横断的な組織体制の確立     | 多様化する町民ニーズや新たな行政課題に即応できる機能的で横断的な組織体制を構築し、住民サービスの向上に努める。  | ①機能的・横断的な組織体制構築<br>②時間外勤務時間数 | 検討<br>(R3年度)    | 構築 (R5)<br>前年度比<br>3%減 (R8) |
| 長期的な視点に立った機構改革      | 組織の新設、統廃合を行うにあたっては、将来を見据えた組織機構改革案を策定し、簡素で効率的な機構改革に努める。   | 組織機構改革案の策定                   | 未実施<br>(R3年度)   | 策定<br>(R7年度)                |
| 職員定員適正化計画の改定        | 再任用職員や定年引上げ期間中の退職者数及び新規採用者数を見込んだ第4次職員定員適正化計画を策定する。   | 第4次職員定員適正化計画の策定              | 評価・検証<br>(R3年度) | 策定<br>(R4年度)                |
| 職員定員適正化計画の推進        | 定員適正化計画に基づき、職員定数の適正管理に努めるとともに、年齢構成のバランスを考慮した戦略的な職員採用を行う。   | ①職員定数の適正管理<br>②戦略的な職員採用      | 実施<br>(R3年度)    | 継続実施<br>(R4～R8)             |
| 再任用職員と会計年度任用職員の適正配置 | 再任用職員の能力や経験を有効に活用するとともに、会計年度任用職員を含めた適正配置を行う。   | ①適正配置による組織体制構築<br>②時間外勤務時間数  | 検討<br>(R3年度)    | 構築 (R5)<br>前年度比<br>3%減 (R8) |
| 業務量の可視化による適正な職員配置   | 課ごとの業務量や業務内容の可視化を行うとともに、事務事業の見直しによる適正な職員配置に向けた検討を行う。   | 業務量の可視化による適正な職員配置の検討         | 未実施<br>(R3年度)   | 検討 (R4～R6)<br>実施 (R7)       |
| 庁内会議等の見直し           | 効率的・効果的な庁内会議等を開催するため、会議運営に関するルール化を検討し、見直し・改善を図る。   | 庁内会議等の見直し                    | 検討<br>(R3年度)    | 運用開始<br>(R5年度)              |

|                    |  |                    |                      |                        |
|--------------------|--|--------------------|----------------------|------------------------|
| 施策項目               | 3 働き方改革の推進   |                    |                      |                        |
| 現状・課題              | 人口減少が進む中、限られた職員体制の中で持続可能な住民サービスを提供するためには、業務の効率化を図り、職員が働きやすい職場へ改革することが求められており、庁舎内においてもプロジェクトチームを設置し、課題解決に向けた検討を行っています。今後も、働き方改革を推進し、多様で柔軟な働き方の実現を目指す必要があります。        |                    |                      |                        |
| 取組内容               | 時間外勤務や休暇取得などの勤務実態をシステムの活用により客観的な現状分析を行い、業務量に応じた適切な人員配置に努めます。また、テレワークやフレックスタイム <sup>※28</sup> など、職員個々の事情に合わせた多様で柔軟な働き方を構築するとともに、業務の効率化や職員の健康管理面に配慮した職場環境の改善に取り組めます。 |                    |                      |                        |
| 期待される効果            | 業務の効率化による長時間労働の是正や働きやすい職場環境の改善などにより、職員一人ひとりの労働生産性の向上が図られ、また、多様で柔軟な働き方の実現により、育児や介護休暇を取得しやすい職場環境が醸成されます。さらには職員の健康管理に配慮した取組みにより、健康被害リスクを低減させることが可能となります。              |                    |                      |                        |
| 施策・事業              | 実施内容   | 評価指標               | 現状                   | 目標                     |
| 時間外勤務の縮減           | ノー残業デーや振替休日の徹底とともに、勤怠管理システムの活用により時間外勤務の実態分析を行い、長時間労働の是正を図る。  | 時間外勤務時間数           | 10,205 時間<br>(R3 年度) | 前年度比<br>3%減<br>(R8 年度) |
| 年次有給休暇取得の促進        | 年次有給休暇の取得に関する基本的なルールづくりなどにより、取得率向上のための取組みを着実に実施する。   | 年次有給休暇の平均消化率       | 56%<br>(R3 年度)       | 100%<br>(R8 年度)        |
| 多様で柔軟な働き方の実現       | テレワークやフレックスタイムなど、多様で柔軟な勤務体制の構築により、育児や介護休暇を取得しやすい職場環境を確保する。   | 多様で柔軟な働き方の実現       | 未実施<br>(R3 年度)       | 運用開始<br>(R6 年度)        |
| 課内会議やグループ会議の徹底     | 定期的な課内会議やグループ会議を開催し、グループ内の業務状況の把握と、効率的な業務推進に向けた取組みを行う。   | 月 1 回以上の課内会議等の開催   | 実施<br>(R3 年度)        | 継続実施<br>(R4～R8)        |
| 業務のマニュアル化による事務の効率化 | 全庁的な共通事務マニュアルや各課の業務マニュアルの整備により、事務の効率化や事務引継等の負担軽減を図る。   | 共通フォーマット及びマニュアルの作成 | 未実施<br>(R3 年度)       | 作成<br>(R6 年度)          |
| オフィス環境の改善          | スペースの有効活用による機動的な打合せ場所の確保など、働きやすいオフィス環境の改善に向けた検討を進める。   | オフィス環境の改善に向けた検討    | 未実施<br>(R3 年度)       | 試験的運用<br>(R8 年度)       |
| 職員の健康に配慮した職場環境づくり  | 職員の健康被害リスクを低減させるため、職場環境の改善（温度・湿度・照度）に取り組む。   | 職員の健康に配慮した職場環境整備   | 調査<br>(R3 年度)        | 調査・検討<br>(R4～R8)       |
| 健康相談、指導体制の充実       | 健康やメンタル面で不安を抱える職員が気軽に相談できる体制づくりと、退職者等が安心して復職できる職場環境を整える。   | 健康相談体制の構築          | 検討<br>(R3 年度)        | 実施<br>(R4～R8)          |
| 職員の健康管理に対する意識醸成    | 共済組合や福祉協会等で実施している健診助成事業等を活用し、職員一人ひとりが健康管理に対する意識を高める。   | 健康診断受診率            | 98.4%<br>(R3 年度)     | 100%<br>(R8 年度)        |

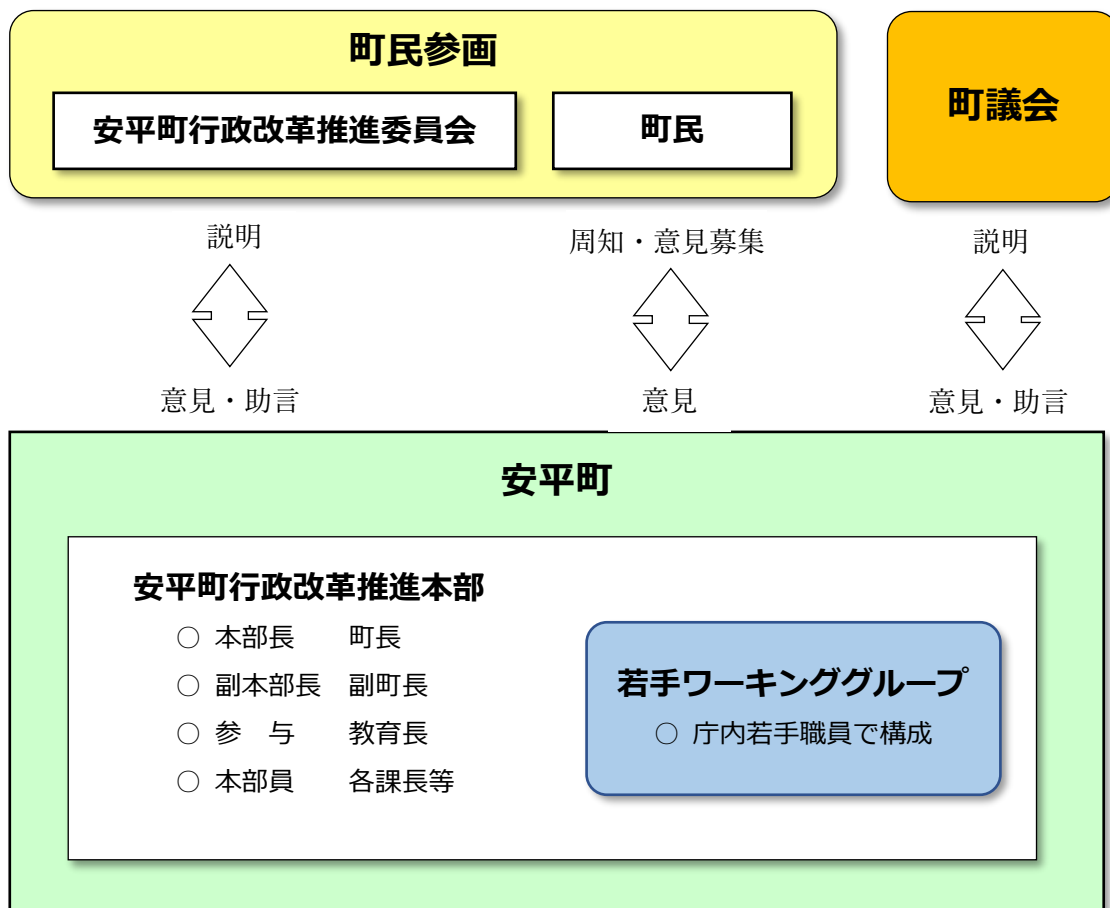
※28 フレックスタイム：日々の始業・終業時刻、労働時間を自らが決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができること。

## 第4章 推進体制と進捗管理

### 1 推進体制

安平町行政改革プラン 2022 の推進にあたっては、より実効性のあるものとするため、安平町まちづくり基本条例に基づく町民参画を基本として、審議会に位置付ける安平町行政改革推進委員会及び町議会から意見や助言をいただきながら、庁内組織として構成する安平町行政改革推進本部において進行管理を行います。また、庁内若手職員による自発的な取組みを促進するとともに、全庁的な意識改革の醸成を行うため若手ワーキンググループを設置し、全職員が一丸となって行政改革に取り組んでいきます。

【安平町行政改革プラン 2022 の推進体制図】



## 2 進捗管理

安平町行政改革プラン 2022 の着実な展開を図るため、PDCAサイクル<sup>※29</sup>により進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、本プランの進捗状況については、毎年度、安平町行政改革推進委員会へ報告を行うとともに、広報紙等で公表します。

---

※29 PDCA サイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）をサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方のこと。

# 安平町行政改革プラン 2022

2022（令和4）年8月

発行／安平町 〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地  
TEL 0145-22-2511（代表）  
URL <http://www.town.abira.lg.jp/>  
編集 安平町総務課